

様式第6号(第7条関係)

ひなたのチカラ林業経営者名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事業所の 所在地	電話番号	認定事業主
R1-5-3	令和元年6月21日 (令和5年9月19日)	株式会社南栄	代表取締役社長 秋山 正行	熊本県八代市日置町677番地1	0965-34-5185	○

※認定事業主の場合、認定事業主の欄に○を記載すること。

注:「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する文書 交付の有無	社会・労働保険等への加入状況				
				労災保険	労災 保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金 保険
6人 (6人)	7人 (7人)	① 無	① 無	13人	6%	12人	13人	13人 10人

\*該当する方に○を記載  
\*該当する方に○を記載

5年後の目標 (うち常用)
7人 (7人)

※林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林施業に従事する者の数を記載し、事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※社会・労働保険等への加入状況には、林業現場作業職員及び事務系等職員の加入状況を記載すること。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済、林業退金共済制度のほか、任意積立金等自社の退職金制度を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数									
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施 業プラン ナー	森林作 業道作 設オペレ ーター	技術士 (森林部 門)	技能士	林業技 士(林業 経営部門) (森林総合 監理部門)	フォレスター (森林総合 監理士)	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5年後の目標						
森林施 業プラン ナー	技術士 (森林部 門)	林業技 士(林業 経営部門) (森林総合 監理部門)	フォレスター (森林総合 監理士)			
1人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のうち「森林部門」の技術士のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のうち、「林業経営」及び「森林総合監理」部門の林業技士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

### 3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】												
グラップル	プロセッサ	ハーベスター	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー パンチャ	スキッダ					
3 台	3 台	台	4 台	3 台	台	1 台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

↓

5年後の目標												
グラップル	プロセッサ	ハーベスター	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー パンチャ	スキッダ					
3 台	3 台	台	4 台	3 台	台	1 台	台	台	台	台	台	台

### 4. 事業量等

実績【事業期間平成27年4月1日～平成30年3月31日】																	
	素材生産						造林事業			左記以外の 林業の事業 量	事業区域	素材生産の請負が ある場合は、主な事 業者名を記載	造林の請負がある場 合は、主な事業者名 を記載				
	主伐			間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他 (ha)								
	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	生産性 (m <sup>3</sup> /人日)	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	生産性 (m <sup>3</sup> /人日)											
27 年	直営										宮崎県(美郷町・ 椎葉村・小林市・ 西米良村・延岡 市・日向市)	(有)黒木緑化	(有)黒木緑化				
	請負	75.4	16,707.0		73.7	2,386.0		39.4	136.0		5,313.0						
	合計	75.4	16,707.0		73.7	2,386.0		39.4	136.0		5,313.0						
28 年	直営										宮崎県(美郷町・ 椎葉村・小林市・ 西米良村・延岡 市・日向市)	(有)黒木緑化	(有)黒木緑化				
	請負	62.4	16,284.0		34.3	2,119.0		18.0	90.3		3,869.0						
	合計	62.4	16,284.0		34.3	2,119.0		18.0	90.3		3,869.0						
29 年	直営										宮崎県(美郷町・ 椎葉村・小林市・ 西米良村・延岡 市・日向市)	(有)黒木緑化	(有)黒木緑化				
	請負	54.6	17,008.0		45.1	1,346.0		39.8	109.7		3,401.0						
	合計	54.6	17,008.0		45.1	1,346.0		39.8	109.7		3,401.0						

↓

	素材生産						造林事業			左記以外の 林業の事業 量	事業区域	素材生産の請 負がある場合 は、主な事 業者名を記 載	造林の請 負がある場 合は、主な事 業者名を記 載				
	主伐			間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他 (ha)								
	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	生産性 (m <sup>3</sup> /人日)	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	生産性 (m <sup>3</sup> /人日)											
直営											宮崎県(美郷町・ 椎葉村・小林市・ 西米良村・延岡 市・日向市)	(有)黒木緑化	熊本県 鹿児島県 大分県				
	請負	60.0	16,800.0		50.0	2,000.0		55.0	246.0		500.0						
	合計	60.0	16,800.0		50.0	2,000.0		55.0	246.0		500.0						

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年から過去3ヶ年とすること。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したもの(以下、「直営施業」という。)。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

※「請負」には、他者への請負により実施したもの(以下、「請負」)。

※「請負」には、他者への請負により実施したもの(以下、「請負」)。

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年から過去3ヶ年とすること。

※素材生産量は年間3,000m<sup>3</sup>以上以上の目標を有していること。また、生産性については、5年後に現状の概ね2割以上増加させる(ただし、年間素材生産量

レが3,000m<sup>3</sup>以上、又は、主伐7m<sup>3</sup>/人日または間伐4m<sup>3</sup>/人日に達している場合は、当該指標については現状以上)目標を有している林業経営者への請負に努めます。

(他者への請負により素材生産を行う場合、チェック)

他者への請負により素材生産を行う場合は、素材生産量は年間3,000m<sup>3</sup>以上以上の目標を有していること。また、生産性については、5年後に現状の概ね2割以上増加させる(ただし、年間素材生産量

レが3,000m<sup>3</sup>以上、又は、主伐7m<sup>3</sup>/人日または間伐4m<sup>3</sup>/人日に達している場合は、当該指標については現状以上)目標を有している林業経営者への請負に努めます。

## 5. 主伐後の再造林の確保

### (1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

① 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制

有している	<input type="checkbox"/>
今後整備する	<input type="checkbox"/>
レ	<input type="checkbox"/>

② 連携する他の林業経営者と一緒に実施する体制  
(連携相手等の名称:(有)黒木緑化、八重尾林業 )

レ	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

### (2)適切な更新

① 自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施

取り組んでいる	<input type="checkbox"/>
今後取り組む	<input type="checkbox"/>
レ	<input type="checkbox"/>

② 他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

レ	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

## 【再造林に関する事業計画】

区分	現在	1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)	合計 (1~5年次)	
							主伐 (針葉樹)①	54.6 ha
主伐面積	主伐 (広葉樹)②	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	計(①+②)	54.6 ha	50.0 ha	60.0 ha	60.0 ha	60.0 ha	290.0 ha	290.0 ha
	再造林(植栽)③	39.8 ha	40.0 ha	55.0 ha	55.0 ha	55.0 ha	260.0 ha	260.0 ha
						再造林率 ((③)/(①))		89.6 %

備考:主伐面積及び再造林(植栽)③については、他者への請負等、連携事業体による事業量を記載すること。

## 6. 生産管理の取組

① 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直

取り組んでいる	<input type="checkbox"/>
今後取り組む	<input type="checkbox"/>
レ	<input type="checkbox"/>

② 作業システムの改善

取り組んでいる	<input type="checkbox"/>
今後取り組む	<input type="checkbox"/>

③ 請負者(林業経営者)に対する適切な生産管理の働きかけ

取り組んでいる	<input type="checkbox"/>
今後取り組む	<input type="checkbox"/>
レ	<input type="checkbox"/>

④ その他 ( )

※上記4で、素材生産の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。(③については、他者への請負がある場合)

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、1年内に取り組む意向を有する場合にチェック。

## 7. 原木の安定供給・流通合理化等

① 製材工場等需要者との直接的な取引  
(取引先名:日本製紙木材(株))

取り組んでいる	<input type="checkbox"/>
今後取り組む	<input type="checkbox"/>
レ	<input type="checkbox"/>

② 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷  
(取りまとめ機関名:日本製紙木材(株))

取り組んでいる	<input type="checkbox"/>
今後取り組む	<input type="checkbox"/>
レ	<input type="checkbox"/>

③ その他 ( )

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、1年内に取り組む意向を有する場合にチェック。

#### 8. 造林・保育の省力化・低コスト

① 伐採と造林の一貫作業システムの導入

取り組んでいる	今後取り組む
---------	--------

② コンテナ苗の使用

□	□
---	---

③ 低密度植栽

□	□
---	---

④ 下刈りの省力化

□	□
---	---

⑤ 請負者(林業経営者)に対する造林作業の低コスト化の働きかけ

□	□
---	---

⑥ その他 ( )

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、1年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

#### 10. 雇用管理の改善

① 現場作業員の常用化

□	□
---	---

② 現場作業員への月給制の導入

□	□
---	---

③ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実

□	□
---	---

④ 現場作業職員の社会保険・労働保険、退職金共済等への加入

□	□
---	---

⑤ 請負者(林業経営者)に対する雇用改善の働きかけ

□	□
---	---

⑥ その他 ( )

※該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、1年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

#### 9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

① 経営者独自の行動規範の策定

策定・遵守済	策定・遵守予定
--------	---------

② 所属する業界団体等による行動規範の策定  
(策定主体: )

□	□
---	---

③ 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守  
( )

□	□
---	---

④ 行動規範の遵守のための取組(研修会の参加等)  
(取組内容: 球磨地域伐採・造林ガイドライン(行動規範)策定に係る全体会)

□	□
---	---

⑤ 請負者(林業経営者)に対する行動規範の策定及びその遵守のための取組(研修等)の働きかけ

□	□
---	---

⑥ その他 ( )

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

※「策定・遵守予定」欄は、現在策定・遵守していないが、1年以内に策定・遵守する意向を有する場合にチェック。

#### 11. 労働安全対策等

① リスクアセスメント

□	□
---	---

② 防護具等の着用の徹底

□	□
---	---

③ 作業現場の安全巡回

□	□
---	---

④ 専門家による安全診断・指導

□	□
---	---

⑤ 労働安全対策の取組(研修会の参加等)  
(取組内容: 林防災熊本支部主催集団指導会)

□	□
---	---

⑥ 請負者(林業経営者)に対する労働安全対策の働きかけ

□	□
---	---

⑦ その他 ( )

※該当する項目にチェック。(⑥については、他者への請負がある場合)

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、1年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

12. 林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等

林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等に関する情報			
宮崎県森林組合連合会への加入	有(無) *該当する方に○を記載	NPO法人 ひむか維森の会への加入の有無 責任ある素材生産事業体認証(CRL)の有無	有(無) *該当する方に○を記載
宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会への加入の有無	有(無) *該当する方に○を記載	責任ある素材生産事業体認証(CRL)の有無	有(無) *該当する方に○を記載
宮崎県木材協同組合連合会への加入の有無	有(無) *該当する方に○を記載	伐採・造林に関する行動規範遵守のための取組(研修会の参加等) (取組内容 「球磨地域伐採・造林ガイドライン(行動規範)策定に係る全体会議」)	(有)無 *( )に記載し、該当する方に○を記載
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部への加入の有無	有(無) *該当する方に○を記載	その他 ( SGEC「緑の循環」認証 )	(有)無 *( )に記載し、該当する方に○を記載
合法木材供給事業者認定の有無	(有)無 *該当する方に○を記載	その他 ( )	有(無) *( )に記載し、該当する方に○を記載

※地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等について記載する。

※表彰実績は過去10年間、地域への貢献活動等は過去5年間における林業経営者としての実績を記載できるものとする。

注 実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業者について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。